

第1回「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」
(南大谷、東玉川学園三・四丁目地区) 書面開催要旨

【開催概要】

日 時 : 2021年10月8日(金) ※

開 催 : 書面での開催

出席会員数 : 13人

※開催日時は「確認・提案シート」の提出期限です。

【配布資料】

資料5 : 編入検討区域全体図

資料6 : 隣接編入検討区域について

資料7 : 隣接編入検討区域詳細図

資料8 : 提案・確認シート

別紙1 : 配布資料及び今後の懇談会の予定について

参考資料1 : 住居表示実施に伴う手続きのしおり

(金井町・藤の台団地地区)

参考資料2 : 新町設定に関する主な関係法令

【開催内容】

- ・資料5～参考資料2の内容確認
- ・資料5～参考資料2の資料に対する意見・質問の提案

【意見・質問・事務局回答等】

- 1 会 員：三徳より北の「都住宅供給公社本町田住宅ロ-10、ロ-11、ロ-12」は、現在「南大谷」ですが、次回「本町田地域」の住所整理事業時には「本町田」へ変更した方が良い。

事務局：市民懇談会の議題とします。

- 2 会 員：玉川学園八丁目南側の一部について、南大谷から玉川学園八丁目に変更出来ないか。理由は以下の通りである。
- ・西側は高低差のある下水道（雨水）で分断されている。
 - ・東側は将来、都市計画道路で分断される。

事務局：市民懇談会の議題とします。

- 3 会 員：「隣接編入検討区域詳細図」（資料 7）D 部分の居住者から（個人又は数名から）編入反対があっても認められないと理解してよろしいでしょうか。（50 人以上の連署での変更申請でない限り不可のため）

事務局：ご質問いただいた通りです。住居表示に関する法律第五条の二、2 項に基づき、五十人以上の連署がない場合は、変更の請求が出来ません。

- 4 会 員：小田急線をまたいで同じ「丁目」の線引きはないと考えてよろしいでしょうか。

事務局：住居表示事務処理基準の 1 の（3）に基づき、小田急線（鉄道）を境界とするため、同じ「丁目」になりません。

- 5 会 員：南大谷の本町田住宅ロ-10、11、12（3 棟）の地域につき、将来本町田の住居整理の時、本町田への編入要望が 50 人以上の連署であった場合は認められると考えられないでしょうか。

事務局：市民懇談会の議題とします。

- 6 会 員：どこを〇丁目にするかという基準（又は原則）があれば教えてください。
下さい。

事務局：住居表示事務処理基準の1の(5)に基づき、市の中心部
（市役所）に一番近い町を「一丁目」とします。

- 7 会 員：参考資料1に記載の住所変更証明書は、いつ、何部いただける
のでしょうか。

事務局：2024年5月頃に、10部配布する予定です。

- 8 会 員：「隣接編入検討区域詳細図」（資料7）のEについて、町田高校
グラウンドの一部が「他の町へ編入」となっているが、それ以
外のグラウンド（本町田部分）については本町田の時に行うと
思っていてよろしいでしょうか？

事務局：ご質問いただいた通りです。本町田の住所整理事業の際に行う
予定です。

- 9 会 員：今回の編入検討区域に含まれていませんが「公社本町田住宅」
のロ-10、11、12号棟が南大谷1になっています。今回は編入
しないと考えるよろしいでしょうか？

事務局：市民懇談会の議題とします。

- 10 会 員：「編入検討区域全体図」（資料5）の地図が分かりづらかった。

事務局：今後は分かりやすい資料の作成に努めます。

- 11 会 員：「住居表示実施に伴う手続きのしおり」（参考資料1）の手続き
のしおりは、わかりやすくて良かった。

現実の手続きのことを考えると不安である。高齢者、障がい
者、シングル世帯が多いので自分でどこまでできるのか。

手続きについて、事前に特にこれは絶対大事とか更新時で大丈夫とかを教えてください。

事務局：住居表示実施に伴う手続きについては、住居表示の手続き説明会を開催し、重要な点をご説明致します。また、お問い合わせ専用電話を設置し対応致します。

12 会 員：今回、第1回市民懇談会（書面）で提示された確認事項のうち、5か所の編入検討区域については、すべて妥当なものと考えます。

※いただいたご意見・ご質問等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。